

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

準備書面（47）

（武力攻撃による原子力災害の危険）

2022年（令和4年）4月25日

東京地方裁判所民事第3部合議A①係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

本書面では、ロシアがウクライナの原発を攻撃したという厳然たる事実を踏まえ、現在の国際社会では、原発が武力攻撃の標的になることが現実的な脅威として存在することを指摘し、本件原発が武力攻撃を受けて過酷事故を起こし、これに起因する大量の放射性物質放出によって原告の地方自治体の存立を維持する権利（以下「存立維持権」という。）等が侵害される具体的危険が存することなどについて述べる。

目次

第1	はじめに.....	3
第2	大間原発を含む日本の原発は武力攻撃の標的となること	3
1	原発は武力攻撃の標的となること.....	3
2	日本の原発が武力攻撃の標的になる具体的可能性.....	6
	(1) ロシアによって日本が非友好的な国とされたこと	6
	(2) 中口艦艇10隻による津軽海峡の同時通過	7
	(3) 北朝鮮の弾道ミサイル発射	9
3	小括.....	10
第2	武力攻撃に対して原発は無力であること	10
第3	まとめ	12

第1 はじめに

原告は、既に訴状、2017年（平成29年）1月18日付準備書面（20）及び2019年（令和元年）7月9日付準備書面（35）などにおいて、原発に対する人為的な破壊行為であるテロリストや他国による武力攻撃の危険性について主張してきたが、ロシアのウクライナ侵攻によって、原発がテロや他国による武力攻撃の標的となることが現在の国際社会では現実的な脅威であり、武力攻撃に起因する原発の過酷事故によって原告の存立維持権が侵害される具体的危険が存することが一層明らかになった。

新規制基準は、テロ対策についてすら不十分な規制しかなく、まして他国による武力攻撃に関する備えについては何の規制もない。テロや他国からの武力攻撃が現実に想定される時代において原発の運転を許容するのであれば、これらに備えるための適切な規制が必須であり、そのような規制を欠く新規制基準が不合理であることも明らかである。

以下では、原発が武力攻撃の標的となり、その危険性は日本においても同様であるにも関わらず、原発は武力攻撃に対して無力であることなどについて詳細に述べる。

第2 大間原発を含む日本の原発は武力攻撃の標的となること

1 原発は武力攻撃の標的となること

ウクライナに侵攻しているロシア軍が、数度にわたって原子力施設への攻撃を行ったことにより、原発がテロや他国による武力攻撃の標的になること、及び、原発が武力攻撃を受けた場合に極めて危険であることが改めて明らかになった。

すなわち、ウクライナを侵攻しているロシア軍は、2022年（令和4年）2月24日、1986年（昭和61年）に大爆発を起こして廃炉になったチェルノブイリ原子力発電所を占拠し、同年3月4日、ウクライナ南部にある欧州最大規模のザポリージャ原発を制圧し、さらに同年3月6日、ウクライナ第2の都市ハリコフにある原子力研究施設を攻撃して変電所の破壊や、建屋の損傷などの被害を生じさせている。占拠されたチェルノブイリ原発の職員約210人は2月24日以降、交代できずに連続勤務を強いられており、職員はロシア軍の人質になっているに等しい状況にある¹。



東洋経済オンライン（甲F134・1枚目）

¹ 同年3月31日、ロシア軍がチェルノブイリ原発から撤退したとの報道がなされたが、ロシアのウクライナへの進行は今なお継続中であり、今後の推移は予断を許さない。



(出所) 毎日新聞 攻撃を受け火災が起きたザポリージャ原発

かかる事態をうけ、国際原子力機関（IAEA）のグロッシ事務局長は同年3月7日の会見で、「ロシアの軍事行動は、ウクライナやロシアを含む近隣諸国の人々の生命を危険にさらしている」と指摘し、ザポリージャ原発をめぐる事態は「危機一髪だった」と説明した。

また、ウクライナのクレバ外相は、同原発がロシア軍の砲撃を受けて訓練施設から火災が発生したとしたうえで、最悪の場合、「(原子炉が) 爆発すれば、チェルノブイリ原発事故の10倍の規模の被害になっていた」とツイッターに投稿した。ウクライナのゼレンスキー大統領は「欧州がおしまいになる」とまで言い切った（**以上、甲F134：記事「ロシア軍の暴挙で高まる『原発破壊リスク』の恐怖」**）。

日本の原発については、福島第一原発事故以降、シビアアクシデント対策を強化することで安全性は高まったと説明されてきたが、ロシア軍のウクライナ侵攻は、原発が武力攻撃を受けた場合に極めて危険であることを示している。さらに、ロシア軍のウクライナ侵攻における原子力施設への攻撃は、原発に対する武力攻撃が、何ら抽象的なものではなく、実際に起きるといふ厳然たる事実を示した。

なお、ジュネーブ条約第56条では原子力発電所などの工作物等を戦時下で保護するよう定められており、ロシア軍によるウクライナの原子力発電所制圧等の行為は、このジュネーブ条約や国際法に明確に違反するとして国連安全保障理事会で非

難されているが（甲F135：記事「ロシアの原発攻撃「国際法に明確に違反」 安保理で非難」）、戦争時における原発への攻撃禁止という規範は必ずしも遵守されるものではない。

2 日本の原発が武力攻撃の標的になる具体的可能性

不安定な国際情勢の中、原発に対する武力攻撃が実際に起こりうることは、日本においても現実の問題である。むしろ、ウクライナに侵攻しているロシアの動向や、最近の中ロ艦隊の航行や北朝鮮による弾道ミサイル発射などの国際情勢に鑑みれば、大間原発を含む日本の原発がテロや他国による武力攻撃の標的とされることが十分具体的に想定できる。

さらに、日本の原発の中における大間原発だけが持つ特殊な立地条件、すなわち、特定海域である津軽海峡に接するという地政的特性から、大間原発に原子力燃料が装荷されれば、他の原発に比べて特に武力攻撃の標的になる可能性が高いといわなければならない。

（1）ロシアによって日本が非友好的な国とされたこと

ロシアによるウクライナへの侵攻を受けて、日本は、欧米と歩調を合わせる形でロシアに対して経済制裁を科しているところ、2022年（令和4年）3月7日、ロシア政府は、ロシアへの制裁措置を行う「非友好的な国と地域」のリストを公表し、このリストの中に日本を含めた。

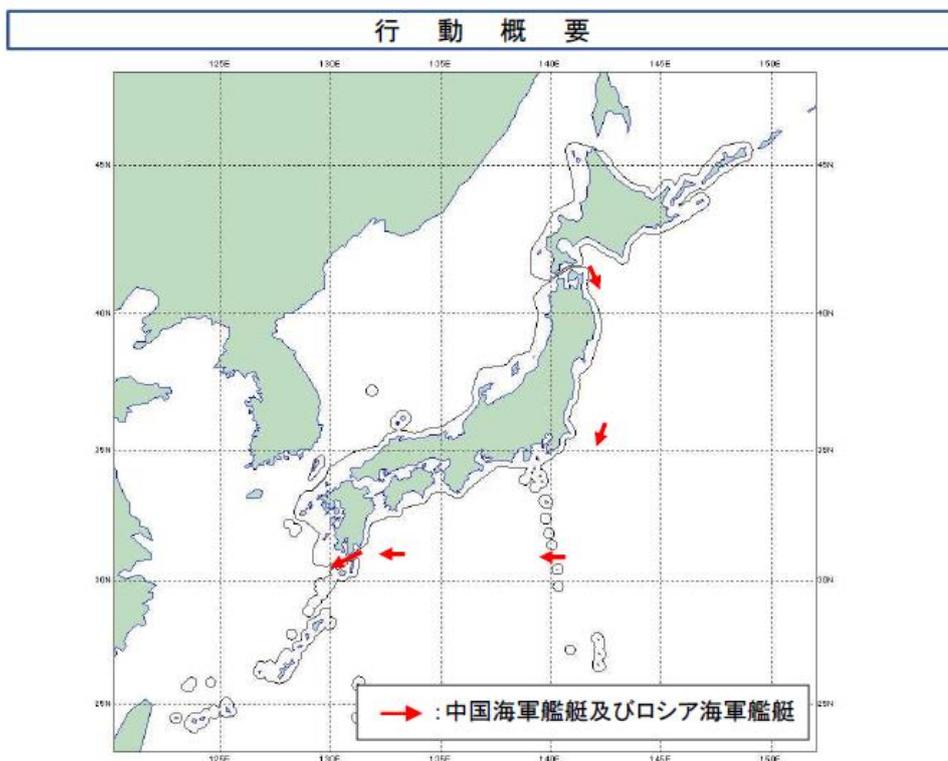
この「非友好的な国と地域」のリストの中に日本が含まれたことについて、萩生田経済産業大臣は同月8日の記者会見で「ロシアに対する経済制裁のチームに入っている以上・・・将来的に制裁の報復を受けることも考えなければならない」と述べた（甲F136：記事「ロシア『非友好的な国と地域』のリスト公表」）。

その後、ロシア下院副議長が「北海道の全権はロシアにある」等と発言したとの報道もなされた。このように、経済制裁に対する報復等として、ロシアが日本に対して武力攻撃をなし、その際に、ウクライナ侵攻と同様に、日本の原発が標的にされる具体的な危険性は否定できない。

(2) 中ロ艦艇10隻による津軽海峡の同時通過

日本に対する武力攻撃の可能性がある国はロシアだけではない。中国も、ロシアと共同で艦隊の航行をし、日本に対して示威行動をしている。

すなわち、2021年（令和3年）10月18日、防衛省は、中国軍とロシア軍の艦艇合わせて10隻が、津軽海峡を同時に通過したと発表した。両国軍の艦艇が津軽海峡を同時に通過するのが確認されたのは初めてであるが、その後、中国軍とロシア軍の艦艇は、下図「行動概要」にある経路をたどって航行した。



「中ロ艦艇の写真」

中国海軍艦艇(右側)、ロシア海軍艦艇(左側)及び
中国海軍 レンハイ級ミサイル駆逐艦搭載ヘリコプター
Z-9



中国海軍 レンハイ級ミサイル駆逐艦(101)(手前)及び
ロシア海軍 ネデリン級ミサイル観測支援艦(331)(奥)



中国海軍 ルーヤンⅢ級ミサイル駆逐艦(172)(手前)及び
ロシア海軍 ウダロイⅠ級駆逐艦(564)(奥)



津軽海峡は「国際海峡」のため、軍艦を含めて外国の船舶の航行が国際的に認められている。

中国とロシアは同月14日から17日にかけて日本海で合同軍事演習を行っており、津軽海峡を通過した艦艇は、当該演習に参加していたとみられており、防衛省は航行の目的などについて分析を進めている。(甲F137：記事「中ロ艦が大隅海峡同時通過」、甲F138：報道発表資料)

この中ロ艦隊の航行の目的は明らかではないが、日本に対する武力攻撃を想定している可能性も十分に認められる。

今後、台湾有事となれば、アメリカが軍事介入する可能性が否定できず、その場合、集団的自衛権の名のもとに米軍と事実上一体化している自衛隊が攻撃を受けるなど、日本も紛争に巻き込まれる恐れは現実のものである。

(3) 北朝鮮の弾道ミサイル発射

さらに、北朝鮮による武力攻撃の具体的な可能性も生じている。

すなわち、日本政府は、2022年(令和4年)3月24日午後2時33分、北朝鮮によって、朝鮮半島西岸付近から発射された弾道ミサイルが、同日午後3時44分ごろ日本の排他的経済水域(EEZ)内にあたる北海道渡島半島の西側150キロメートルに落下したと発表した。



当該ミサイルは、米国本土の全域が射程に入る新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級と分析されており、過去の最高飛行時間及び最高高度のいずれも上回るもので、岸田文雄首相は北朝鮮のミサイル技術の進歩に懸念を示した。なお、北朝鮮のミサイル発射は2022年（令和4年）になって11回目である。（以上、甲F139：記事「北朝鮮が新型ICBM発射」）

3 小括

以上のとおり、ウクライナに侵攻したロシア軍が原子力施設に対して攻撃したこと、そのロシアが日本を非友好国として報復等する可能性があること、直近の中ロ艦隊の航行、及び、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射などの国際情勢に鑑みれば、ロシア、中国、北朝鮮などの他国が、日本の原発を武力攻撃の標的とする具体的な可能性があることと認められる。また、他国だけでなく、テロリストが日本の原発を標的にする可能性があることは既述した（原告準備書面（20）等）。

そして、日本の原発の中で大間原発だけに、公海から約5.6Kmしか離れておらず、公海から領海に侵入し、短時間で到達できるという特殊な立地条件が存するため、大間原発完成後に有事となれば、特に大間原発がテロや他国による武力攻撃の標的になる具体的危険性が存在するのである。

第2 武力攻撃に対して原発は無力であること

原発の原子炉容器及び防護されていない使用済み燃料プール内には大量の核分裂物質が存在している。核分裂物質は一定期間、放射線と崩壊熱を出し続けるため継続的な冷却と遮蔽が必要であり、冷却には、注水、循環、屋外諸設備、外部電力、非常用電源、制御システム、更には組織された運転スタッフが必要とされる。

このような継続的な冷却などの設備を要する原発は、内外からの攻撃に対して極めて脆弱であるから、稼働中の原発の施設又は人員に損傷が生じれば、核反応の制御不能を引き起こし、衝撃や燃料棒近接等によって燃料プール内で未反応ウランが核爆発を起こす可能性も否定できない。

このような内外からの攻撃に対して極めて脆弱な日本の原発が武力攻撃の標的になる具体的危険性が認められるにも関わらず、原発に向けられた武力攻撃に対して原発は事実上無力である。

すなわち、原子力規制委員会の更田委員長は、2022年（令和4年）3月16日の会見で、ウクライナの原子力関連施設がロシア軍から攻撃されていることに関連し、規制委員会として、国内の原発に対する武力攻撃への対応を議論する考えがあるかを問われ、「武力攻撃に対する備えを検討しようと思ったら、武力攻撃の強度・・・を知らなきゃならないですけど、私たちは軍事情報にアクセスする立場はない」と述べ、「直接的な武力攻撃に対して堅牢性を持つ施設というような議論というのは・・・計画もしていないし、事実上無理だと思いますし、・・・武力攻撃の威力を一定程度以上のものを考えたら、それこそ守りようがない」と述べた（**甲F140：原子力規制委員会記者会見録**）。

また、原発がミサイル攻撃を受けた場合について、更田委員長は「非常に大きな爆発力を持ったミサイル、威力のあるミサイルを考えたら、防護する手段というのは事実上ない」との見解を示した（**甲F140：原子力規制委員会記者会見録**）。

上記のとおり、原子力規制委員会は、武力攻撃に対して原発は無力であると認めつつも、武力攻撃への対応を事実上放棄している。2017年の衆院予算委において、原発がミサイル攻撃を受ければ事故以上に被害が大きくなり「核ミサイルが着弾したような効果を狙える」と指摘された際にも、原子力規制委員会は「そもそもミサイル攻撃は国家間の武力紛争に伴って行われるもので、原子力規制による対応は想定していない」と答えていた（**甲F141：記事「原発に攻撃、日本の備えは・・・」**）。

第3 まとめ

以上のとおり、日本の原発がテロリストや他国による武力攻撃の標的になる具体的可能性があること、大間原発は他の原発に比べて特に標的となりやすいこと、武力攻撃に対して原発は無力であること等によれば、大間原発が完成して核燃料が装荷された後は、テロリストや他国による武力攻撃によって過酷事故が発生し、放射性物質が大量放出されることによって原告の存立維持権が侵害される具体的危険性が認められる。

全国知事会が、2022年（令和4年）3月30日に、「政府として緊急事態、武力攻撃になった場合は原発と住民の安全を守ることを明確にしてほしい」旨述べ、原発に対する武力攻撃に関する緊急要請を政府に提出したこと（**甲F142：記事「原発への攻撃，対策強化要請，全国知事会」**）は、武力攻撃に対する原発の安全性を社会が求めていることを示している。テロによる武力攻撃について適切な規制がなされておらず、他国による武力攻撃に関する規制を除外している現在の新規制基準は不合理である。

20世紀に二回にわたる世界大戦の惨禍を経験した人類は、二度とこれを繰り返さないための努力を重ねてきた。その後も局地的な戦争は繰り返されてきたが、第三次世界大戦の勃発は防いできた。人々は、今後は人類がそのような愚かな所業に及ぶことはないだろうと漠然と信じていた。また、テロリストは別にして、正規の国家が他国の稼働中の原発を攻撃するなどという愚かな所業に及ぶということも想定してなかった。しかし、ロシアのウクライナ侵攻は、そのような「平和ボケ」の頭に冷や水を浴びせた。戦争に勝つためには、相手国の原発を制圧し、電力というインフラを手に入れることは有効なのである。また、その爆破のカードを手に入れることは絶好の交渉材料となり得る。今後、世界で紛争や戦争が生じたとき、今回のロシアの行動の模倣をする国がいくつも現れるだろう。

原発は、自国民に向けられた核兵器である。日本では、原発のもつその本質から目を背け、武力攻撃に対する対応を全く顧慮することなく原発の建設、運転を許容してきた。しかし、その姿勢を今後も継続することは許されない。原発の建設、運転を許容する以上、どれだけコストがかかろうと、武力攻撃に対する対応を原発の規制に組み込むべきである。コストと莫大な人々の生命、身体、平穏な生活を天秤にかけることは許されないのである。

なお、武力攻撃に対する対応を規制に組み込むことの是非について、司法が統治行為論的発想から判断を避けてはならない。日本が戦争に巻き込まれないための安全保障の問題は高度に政治的であり、司法は謙抑的であるべきである。しかし、武力攻撃に対する対応の規制の問題は、他国からの武力攻撃による原発事故等の際にいかにして市民等の権利侵害を軽減するかという問題であり、特段高度の政治性を帯びるものではないからである。

以上